

生徒心得

本校生徒は、本校の教育方針及び学則に基づいて、その教育目標を十分に達成できるよう、常に努力しなければならない。そのため、日常心得ておきたいことを次に示すのでよく理解し、実行し、すすんで校風の刷新に努めよりよい生徒となり、より多くのものを身につけるよう、つとめよう。

1 目標

- 1 生徒の本分は、学業にある。全力をあげて学業にはげみ、授業を大切にし、履修する学科の目的達成につとめよう。
- 2 学校は一つの社会である。規則を守り、責任と義務を果たして、はじめて秩序が保たれ、明るい学校生活ができる、その成果があがる。健全な自治の精神と、遵法精神を養うようにしよう。
- 3 立派な人間になるためには、心身の健全な発達が必要である。余暇の善用につとめ、健康を増進し、豊かな人間性を育てよう。

2 礼儀

この社会で多くの人々と一緒に生活していくには、皆と円滑に接していくなければならない。この、他人との接触を円滑にする役目を果たすのが礼儀である。

従って、礼儀の基本は、相手の立場を理解し、お互いの人格を尊重し、迷惑をかけないようにすることにある。礼儀正しく、真心をこめて行動するようにしよう。

- 1 教師や長上に対しては、十分礼をつくし、会釈や挨拶を、真心をこめて行う。
- 2 生徒相互の間では、理解と親しみをもって挨拶しあい、協力しあう。
- 3 家庭にあっては保護者の労苦や考えるところを理解し、家庭の親和につとめる。
- 4 相手の立場に立って考え、真心をこめて行動する。
- 5 正しい服装、正しい姿勢、正しい言葉づかいを心がけ、粗暴な言語・動作をつつしむ。
- 6 暴力をふるったり、圧力を加えたりしない。これらは、最も礼儀に反することである。

3 服装

服装は、各自の品性、及び学校の気風が自然にあらわれ、自分だけでなく周囲に影響をおよぼすものである。

従って、正しい服装をするようにこころがけよう。

- 1 服装は、次のような点を基本にして考えよう。
 - ① 学習や人格形成に努力中で、しかも若さがあふれ、広い将来のある立場から、清潔感にあふれた、高校生らしいものを着用する。
 - ② 地域の人々から認められる服装・行動に努める。
 - ③ 制服の着用については、次の規程を厳守する。

いわき総合高等学校好間校舎 服装・頭髪規定

○服装について（すべて学校指導のものとする）

男子

● (詰襟)

- ・詰襟のボタンは必ずすること。右襟に学年章をつける。
- ・学校指定のボタンダウンYシャツの襟ボタンは必ずすること。シャツの裾はスラックスに入れ、袖ボタンはきちんとすること。

● (ソックス)

- ・黒、紺または白色を基調とし華美でないもの。式典時は、黒または紺色の無地とする。

女子

● (プレザー)

- ・学校指定のブラウスを着用し、リボンまたはネクタイ着用時には第1ボタンをきちんとすること。プレザーの三つボタンの第1・2ボタンは必ずすること。
- ・シャツの裾はスカートまたはスラックスに入れ、袖ボタンはきちんとすること。10月～5月まではリボン又はネクタイを着用すること。（ゆるみなくする）

● (スカート)

- ・スカートについては、自分のウエストに合ったものを着用し、ウエスト部分をまくり上げての着用は禁止とする。
丈は、膝が見えないようにし、加工しないこと。

● (ソックス)

- ・無地の紺又は黒のソックスとする。なお、式典時は無地の黒色ハイソックスとする。ただし、膝上のハイソックスは禁止とする。
タイツ・ストッキングを着用する場合は、ソックスを着用すること。

男子・女子

●スラックス

- ・スラックスについては自分のウエストに合ったものを着用し、ダブついたものや締めたものは禁止とする。ベルトについては学校で推奨するベルトを着用するか、黒、紺または茶色のベルト（装飾のないもの）を着用する。

10月～5月までは冬服とする。

●セーター

- ・学校指定のセーターを着用する。登下校時及び式典の時に着用する場合は、ジャケットの中に着ること。
- ・セーターのみでの登下校は禁止とする。（セーターの上から必ず詰襟、プレザーを着用すること。）

●コート類

- ・コートの形は自由とし、色は黒または紺、茶、グレーの無地とする。手袋やマフラーは、高校生らしい華美でないものを着用する。
- ・パーカー、カーディガン、皮革製品と認識されるものは禁止とする。

6月～9月までは夏服とする。

●男子スラックス

- ・学校指定のYシャツ（半袖または長袖）とし、シャツの裾はスラックスに入れる。下着は華美でない肌着かワンポイントTシャツとする。

●女子スカート・スラックス

- ・学校指定のブラウス（半袖または長袖）とし、ブラウスの裾はスカートまたはスラックスに入れる。下着は華美でない肌着かワンポイントTシャツとする。

移行期間は衣替え（6/1、10/1）の前後2週間とし、ジャケットの脱着を認める。異装については異装許可証を提出し、許可証を受け取る。

○頭髪について

※清潔感のある髪型として「高校生としてふさわしい」髪型とする。

（男子）

- ・前髪が目にかかるない
- ・横が耳にかかるない
- ・後ろは襟にかかるない
- ・ヘアピン、ヘアクリップ、髪飾りは禁止

（女子）

- ・前髪が目にかかるない
- ・髪飾りは禁止（髪留めのゴムは黒、紺、茶とする）
- ・ヘアピンの色は黒、紺、茶とし、ヘアクリップは禁止

【禁止事項】

- 茶髪（脱色・染色）、パーマ、カール、ウェーブ、エクステ（付け毛）は禁止
- 生え際の剃り込みや頭部へのライン、その他の奇抜なカットや髪型（ツーブロック等の特殊カット）は禁止
- ひげは禁止
- 化粧は禁止（リップクリームは無色とする）
- コンタクトは無色とし、カラーコンタクトは禁止
- ピアス、眉剃りは禁止
- 爪は、マニキュア、ペディキュアは禁止とし、爪を長く伸ばした者についても指導の対象とする。
- 指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス・ブレスレット・だて眼鏡・ウォレットチェーンなどの装飾品、貴金属は禁止
- その他、高校生としてふさわしくないものは禁止

- 2 夏季の服装は、6月1日から9月30日まで、冬季の服装は、10月1日から5月31日までとする。
- 3 上ばきは指定されたサンダルを用い、記名する。上ばきと下ばきの区別をはっきりつけ、混用しない。
- 4 やむを得ない事情で、規定の服装ができない場合には、異装願を提出する。
- 5 部のユニフォーム・ジャンパー・帽子等は部活動の時に限り、その他の場合は着用しない。

4 登 下 校

登下校にあたっては恥ずかしくない行動・態度をとり、本校生徒として品位を保つようにつとめよう。

- 1 登下校の場合には、所定の服装で生徒手帳（身分証明書）を携行する。

- 2 交通道徳・車内道徳をすすんで守り、事故の防止につとめる。
 - ① 電車・バスを利用するものは車内規則を守り、係員の指示に従う。
 - ② 自転車を利用するものは交通規則を守り、安全運転につとめる。
 - ③ 8:30までに登校し、始業の準備をする。(遅刻者は入室許可証を受け取り、入室する)
- 3 正しい道路を通り、きめられた通用門から出入りする。
- 4 始業(HR) 5分前までに登校し、始業の準備をする。
- 5 下校時間は原則として16時00分とする。

5 出欠席等

生徒にとって、登校し授業を受けることが最も大切なことを自覚し、つとめて授業を欠席しないようにしよう。なお、出席が常でなければ学力は低下し、信用を失いさらには校風をも疑われるようになることを考え、出席率の向上に努めよう。

- 1 私事や家事等で授業を欠席しないようにつとめるとともに、毎日の生活態度を正し健康の保持・節制につとめることが大切である。
- 2 欠席する場合は、保護者から始業前に電話等で連絡する。
- 3 忌引きの場合は欠席に準ずる。日数は、父母は7日、祖父母兄弟姉妹は3日、叔父叔母・曾祖父母は1日に限り忌引き取扱いとなる。ただし、必ず保護者から忌引届を提出する。
- 4 就職や進学の受験や大会参加等で欠席・欠課する場合は届出により、必要最少日数及び時数に限って欠席として取扱わない。
- 5 遅刻した場合は、まっすぐ職員室に行き遅刻届を記入し、入室許可証をもらって授業担当教師(休み時間の場合は、次の時間)へ提出してから席につく。
- 6 早退する場合は、早退届に記入し、組担任から許可証をもらってから下校する。
- 7 外出する場合は、早退と同様にして許可証をもらってから外出する。帰校したならば、まっすぐ職員室へ行き、許可証に、入室許可の印をもらって、遅刻の場合と同じように入室する。
- 8 早退・遅刻・外出とも、家庭を出る前から分かっている場合、保護者を通じて始業前に電話等で連絡する。
- 9 早退・外出の許可証は常に携行し、求められれば提示する。
- 10 上記以外の欠課は、その授業の教師に申し出て許可を得る。

6 学習及び授業

授業は、学校生活の中心となるものです。しかも、勉強は、自分でするものです。真剣に学習し、十分効果のあがるようつとめるとともに、一生懸命努力することが大切なことを自覚しよう。

- 1 授業開始の合図とともに着席し、授業の準備をととのえる。
- 2 授業の開始と終了時には、正しく起立して礼をする。
- 3 積極的に、研究的態度で学習に専念し、すすんで質問する。
- 4 授業中、教師に対して礼を失したり、他の者に迷惑をかけたり、授業を妨害するような言動をしてはいけない。
- 5 授業中の教室への出入り、座席の変更、机の移動等は、授業担当教師の許可を得てから行う。

- 6 忘れ物のないようにつとめ、忘れ物をした場合は、授業開始前に教師に申し出る。
- 7 教科書・ノートは毎日持ち帰り、家庭学習に励むこと。
- 8 自習の場合は、他の教室に迷惑がかからないよう、静かに自習する。自習できるということは、非常に大切なことである。
- 9 火気・電気・水道・その他用具を用いた場合は、後始末を確認する。
- 10 体育の授業の見学や異装は、担当教師に所定の願を提出して許可を受ける。
- 11 考査は、正々堂々と受け、不正行為や疑わしい行動をしない。また、考査の発表から終了までの期間は、特に学習に専念する。
- 12 予習・復習につとめ、また課題は確実に提出する。
- 13 家庭にあっても計画をたて、毎日一定の時間学習にはげむ。

7 校内生活

校内においては、常に規律を重んじ、本校生徒としての品位を傷つけないよう、また、他人に迷惑をかけないよう行動する。

- 1 校舎内では他人への迷惑・危件防止・清潔の維持・校舎校具の保全等のため静かに行動する。
- 2 常に整理整頓に心がけ、校内の美化につとめる。
- 3 当番をきめ、皆で協力し、責任をもって、分担区域の清掃にあたる。
- 4 校舎校具の保全に十分注意する。万一破損した時はすぐ届出すること。
- 5 教室をあける時、下校する場合には、必ず戸じまりをする。
- 6 許可なく、必要のない部屋や、他の教室に入らない。また、施設等のいたずらをしない。
- 7 火気使用は、関係職員の許可を受け、また、後始末を完全にして、報告する。
- 8 所持品は十分管理し、盗難・紛失の防止につとめるとともに、必要のないものは、学校へ持参しない。
- 9 万一、盗難・紛失にあった場合、所有者不明のものを拾った場合等には、できるだけ早く、学校にとどける。
- 10 原則、携帯電話の校地内使用を禁止とする。
- 11 金銭の貸し借りはしない。
- 12 所持品にはすべて記名しておく。
- 13 自転車は、必ず二重ロックし、きめられた駐輪場に停める。
- 14 集会・印刷物の刊行や配布・掲示・放送・集金等の場合は、すべて所定の手続きを経て、許可を受ける。
- 15 火災・その他緊急を要する場合は、指示に従って、秩序正しく行動する。

8 校外生活

校外においては、社会または家庭の一員としての自覚に基づいて行動し、常に、高校生としての品位を保ち、本校の体面をけがすことのないよう、つとめるとともに、健全な余暇の利用を心がけ、安全の確保に万全を期そう。

- 1 外出する場合は、高校生らしい服装で、所属を明示する。身分証明書を必ず携行する。
- 2 22:00～5:00の夜間の外出は禁止する。

- 3 外出する場合は保護者の了解のもとに、行先・帰宅時間等を、あきらかにして出る。
- 4 18歳未満の立ち入り禁止の場所に出入りすることは禁止する。
- 5 考査中はゲームセンター・カラオケ店への出入りは禁止する。
- 6 次の場合には、必ず所定の手続きにより、学校に届け出る。
 - (1) 下宿等の、自宅以外の場所から通学する時。
 - (2) アルバイトをする時。
 - (3) 旅行・登山・キャンプ等の活動をする時。
- 7 次の場合は、所定の手続きにより、校長の許可を受ける。
 - (1) 各種団体の結成や加入。
 - (2) 各種集会や会合の開催、または出席。
 - (3) 出場・出演・集金・募金・出版・印刷物配布・掲示等。
- 8 アルバイトは、危険が大きいので、家人と十分慎重に相談し、学業や健康に支障のないようにする。
 - ① アルコールを提供する店舗は禁止。
 - ② 21:00には帰宅する。
- 9 男女交際は礼儀と節度を守り、純潔を尊び、保護者や教師の指導・助言のもとに、公明正大に交際する。また、いかなる場合にも、他人に迷惑をかけないようにするとともに、人目をさけての交際はしない。
- 10 補導員から質問された時は正直に答える。また、補導された時は、素直にその指導を受ける。

9 普通車の免許取得について

運転免許の取得は、次のような許可制となっているので、勝手に免許を取るようなことがあってはいけない。

- 1 普通車の免許取得について
3年生の10月1日以降に自動車学校への入学手続きができる。
 - (1) 保護者と本人連名で許可証を提出。
 - (2) 許可証を受けてから自動車学校への入学手続きをする。
 - (3) 自動車学校へ通うことで欠席・遅刻・早退をしない。
検定は休日に受けることを原則とする。
 - (4) 免許取得後は、直ちに取得届を提出する。

10 保健厚生

健康は、何よりも大切である。自分の健康状態を知り、規則正しい生活を送ることで、健康の保持増進をはかることともに、すすんで運動に参加し、身体の鍛錬・体力の強化につとめよう。

- 1 学校は、集団行動の場であるので、衛生道徳や衛生上の規則を守り、他人に迷惑のかからないようにする。
- 2 身体及び衣服は、常に清潔に保つようとする。
- 3 校内で発病したり、負傷した場合は、すぐ申出て処置を受ける。決して無理をしない。
- 4 保健室を利用する時は、必ず係の先生の許可を得る。

- 5 洗面所・便所等は不潔になりやすいので、特に清潔に、よごさないようにつとめる。
- 6 各種の予防接種・健康診断等に、すすんで参加し、協力する。
- 7 健康がすぐれない時は、早めに医師の診断を受け、完全に治療する。
- 8 法定感染症が発生した時は、至急学校へ連絡して、その指示にしたがう。

1.1 各教科以外の教育活動 (H. R・生徒会・部)

これらの活動は、教科の学習や授業で得られない大切なことを、経験するためのものであるから、すすんで参加しおおいに活躍し、多くの成果が得られるようにしよう。

- 1 積極的に活動に参加し、相互の親睦をはかり、自主自律の精神を養成しながら、学校生活の充実をはかる。
- 2 授業や勉強を大切にし、健康に留意し、他の教育活動に支障をきたさないようにつとめる。
- 3 すべての活動は、前もって顧問教師に相談し、十分にその指導を受け、正しい手続きをふんで、決して独走することのないようにつとめる。
- 4 すべての活動は、家庭とも十分に連絡をとり、不安をいだかせないようにつとめる。
- 5 すべての活動は、組担任とも十分連絡をとる。
- 6 活動は、すべて規律を守り、時間を有効に使い、始めと終わりのけじめをつけ、後始末を完全にする。
- 7 次のような場合は、所定の手続きによって、事前に学校長の許可を得る。
 - ① 旅行・見学・登山・キャンプ等の活動をする場合。
 - ② 休日や下校時に活動する場合。
 - ③ 集会や会合を開く場合。
 - ④ 特別な活動をする場合（合宿・考查期間等）
 - ⑤ 対外的な活動をする場合（対外試合・遠征・合同練習・大会参加・コーチ依頼・出演・出場等）
 - ⑥ 集金・募金をする場合。
 - ⑦ 刊行・掲示・印刷物配布等をする場合。
- 8 部活動については、特に次のことを守る。
 - ① 許可や届を必要とするものは、時間的に十分な余裕をもって、正しい手続きを終わるようにする。
 - ② 部の入退及び変更は、決められた手続きで届出る。
 - ③ 部室の管理を確実にする。
 - ④ 施設・設備や用具の使用を正しくし責任をもつ。
- 9 それぞれの規則をよく守る。
- 10 役員は十分責任のもてるものを選ぶ。
- 11 それぞれの活動は、それに応じた服装をする。
- 12 学校外（他校をふくめ）へはたらきかけるためには、必ず学校長の許可を得て、学校長名で行う。

1.2 授業料・証明書等

- 1 授業料は、「納入通知書」記載の納期限日に指定口座から引落すので、事前に残高を確認して引落し不能のないようにすること。

2 次の証明書類は、事務室に申出て、所定の手続きで提出すること。

年度ははじめや長期期間の前後は特に混雑するので、早めに申し込むこと。

① 身分証明書の再発行。

② 通学証明書

イ 自宅から学校までの最短区間に對し発行される。

ロ 本校へ通学する以外の目的には利用できない。

③ 学生生徒旅客運賃割引証＝学割（有効期限3ヶ月）

イ 学割発行願に記入し、組担任の印をもらって提出する。

ロ 旅行届もあわせて提出する。

④ 在学・成績・卒業見込・その他証明書。

イ 用紙のあるものは記入し提出する。

ロ 用紙のないものは、口頭で申し出て、指示を受ける。

1 3 各種の届・願

これらの願や届を正しくすることは、実社会に出た時のための実習であるから、確実にできるようにしよう。すべてペン書きとし、楷書でわかりやすく、正確に記入し自分で直接提出すること。

1 願の種類

① 転学届・退学届・休学届・復学願（事務部）〔保〕

② 通学証明書発行願（事務部）

③ 学割交付願（事務部）

④ 早退許可願（生徒指導部）

⑤ 外出許可願（生徒指導部）

⑥ 異装許可願（生徒指導部）

⑦ 運転免許取得願（生徒指導部）

⑧ 掲示許可願（生徒指導部へ掲示物を持参し許可印をもらう）

⑨ 許可願—各教科外の活動（生徒指導部）

イ 次の場合は保護者の承諾書をつける。

時間外活動・各種大会への参加・合宿・登山・キャンプ・旅行等・その他宿泊をともなうもの。

ロ 次の場合は詳しい計画書をつける。

合宿・登山・キャンプ等。

⑩ 公欠許可願（進路指導部）〔保〕

⑪ 応募申込願〈就職〉（進路指導部）〔保〕

⑫ 誓約書兼調査書発行願〈進学〉（進路指導部）〔保〕

⑬ 推薦願〈進学〉（進路指導部）〔保〕

2 届の種類

① アルバイト届（生徒指導部）〔保〕

② 旅行・登山・キャンプ等届（生徒指導部）〔保〕

③ 運転免許取得届（生徒指導部）

④ 盗難・紛失届（生徒指導部）

⑤ 破損届（生徒指導部）

3 上記願及び届においては、() に示された部に用紙がある。また「保」は保護者か保証人の署名と印が必要である。

4 次の場合は、口頭または現物をもって届け出る。

- ① 拾得物は生徒指導部へ。
- ② 各種証明書の下付は事務部へ。
- ③ その他事故や特別の場合は近くの教師・組担任・生徒指導部へ行って相談する。